

平成24年度 社会福祉研修実施計画（案）（委託・国庫補助事業）

	目 的	対 象 者	実施回数	受講定員	開催日数	開 催 期 間	申込締切日及び 申込書提出先	
1	社会福祉主事資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉主事として必要な基礎的知識 及び技術について、通信教育の方法に より教授し、社会福祉法に定める社会 福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市町村の職員で、 社会福祉事業に従事している者	1 回	2,000 人	1 年 〔面接授業4日〕	①24. 6. 12(火)～6. 15(金) ④24. 8. 23(木)～8. 26(日) ②24. 6. 16(土)～6. 19(火) ⑤24. 8. 27(月)～8. 30(木) ③24. 6. 27(水)～6. 30(土) ※上記、①～⑤のうち指定された1回を受講	24. 4. 2(月) 社会福祉研修 主管部まで
2	社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を 満たしていない者に対して、施設長と して必要な知識及び技術について通信 教育の方法により教授し、必要な資格 を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の 者又は施設長に就任している者で あって、施設長としての具体的要 件を満たしていない者	1 回	300 人	1 年 〔面接授業5日〕	①24. 9. 9(日)～9. 13(木) ⑤24. 11. 10(土)～11. 14(水) ②24. 9. 16(日)～9. 20(木) ⑥24. 11. 20(火)～11. 24(土) ③24. 10. 20(土)～10. 24(水) ⑦24. 11. 25(日)～11. 29(木) ④24. 10. 31(水)～11. 4(日) ※民間施設長の面接授業と同時に実施 ※上記、①～⑦のうち指定された1回を受講	24. 4. 2(月) 社会福祉研修 主管部まで
3	社会福祉法人経営者 研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法 人・施設運営に関する専門的知識及び 技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の 経営に携わる者 (1) 経営管理コース (2) 人事管理コース (3) サービス管理コース	1 回 1 回 1 回	200 人 200 人 200 人	3 日 3 日 3 日	(1) 経営管理コース 24. 6. 20(水)～6. 22(金) (2) 人事管理コース 24. 8. 7(火)～8. 9(木) (3) サービス管理コース 24. 7. 1(日)～7. 3(火)	24. 5. 11(金) 24. 6. 29(金) 24. 5. 25(金) 中央福祉学院まで
4	児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及 び技術について、通信教育の方法によ り教授し、児童福祉法に定める児童福 祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、児童 相談所設置市の職員及び児童福祉 法第10条第1項に規定する業務に 携わる市町村の職員で、学校教育 法第87条による4年制大学を卒業 した者、又は平成24年3月卒業見 込みの者	1 回	200 人	1 年 〔面接授業5日〕	24. 10. 1(月)～10. 5(金)	24. 4. 2(月) 社会福祉研修 主管部まで
5	「キャリアパス対応 福祉職員生涯研修課程」 指導者養成研修課程	中央福祉学院が開発した「キャリアパ ス対応福祉職員生涯研修課程・標準研 修プログラム」に基づき各県社会福祉 研修実施機関が実施する研修会にお ける指導者を養成する。	各都道府県・指定都市社会福祉 研修実施機関が推薦する「キャリ アパス対応福祉職員生涯研修課 程」の研修指導予定者及び研修指 導経験者	1 回	50 人	3 日	24. 12. 15(土)～12. 17(月)	24. 11. 6(火) 中央福祉学院まで

※都合により変更する場合があります。

平成24年度 社会福祉研修実施計画（案） （独自事業）

	目 的	対 象 者	実施回数	受講定員	開催日数	開 催 期 間 等
1	社会福祉主事資格認定 通信課程 (民間社会福祉職員)	社会福祉主事として必要な知識及び技術を通教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	社会福祉法人等が経営する施設又は団体に現在勤務している者	2 回	3,900 人	1 年 〔面接授業5日〕 別途「開催要綱」にて通知する。
2	社会福祉施設長資格認定 講習課程 (民間社会福祉施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	社会福祉法人立の社会福祉施設の長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的要件を満たしていない者	1 回	700 人	1 年 〔面接授業5日〕 ①24. 9. 9(日)～9. 13(木) ⑤24. 11. 10(土)～11. 14(水) ②24. 9. 16(日)～9. 20(木) ⑥24. 11. 20(火)～11. 24(土) ③24. 10. 20(土)～10. 24(水) ⑦24. 11. 25(日)～11. 29(木) ④24. 10. 31(水)～11. 4(日) ※公立施設長の面接授業と同時に実施 ※上記、①～⑦のうち指定された1回を受講
3	福祉施設長専門講座	社会福祉施設の機能強化推進に必要な専門的知識及び技術を修得させ、高度な実践能力を養成する。	社会福祉施設長(管理者)または理事長、理事等であって社会福祉事業経験が1年以上あり、次のいずれかに該当する者。 ①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者 ②社会福祉主事、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者 ③上記①②の資格以外であって、2年以上施設長の職にある者	1 回	200 人	1 年 〔面接授業4日×2回〕 ①24. 6. 23(土)～6. 26(火) ②25. 2. 1(金)～2. 4(月)
4	社会福祉士通信課程 〔社会福祉士一般養成施設〕	社会福祉士として必要な専門の学術の理論及び応用について、通教育の方法により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則 第4条第一号イのいずれかに該当する者	1 回	〔24期〕 320 人	1年7ヵ月 〔面接授業第1回4日、 第2回4日、要実習 者は実習指導第1回 3日、第2回2日〕 24期生・第1回 〔Aグループ〕24. 8. 19(日)～8. 22(水) 〔Bグループ〕24. 8. 31(金)～9. 3(月) ＜実習指導＞24. 8. 16(木)～8. 18(土) ※ 第2回は平成25年度実施
5	都道府県・指定都市社会福祉協議会管理職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の部・課長等	1 回	30 人	3 日 24. 7. 24(火)～7. 26(木)
6	市区町村社会福祉協議会管理職員研修課程	市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	市区町村社会福祉協議会の部・課長等	1 回	60 人	3 日 25. 1. 15(火)～1. 17(木)
7	都道府県・指定都市社会福祉協議会中堅職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の中堅職員に必要とされる業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の中堅職員等	1 回	60 人	3 日 25. 2. 21(木)～2. 23(土)
8	社会福祉協議会・社会福祉施設職員会計実務講座 〔通信課程〕	社会福祉協議会・社会福祉施設の会計実務担当者等に必要とされる社会福祉法人「新会計基準」に関する知識及び介護報酬の請求実務等、会計実務能力の向上を図る。	社会福祉協議会・社会福祉施設の会計実務担当者等	2 回	1,000 人	6ヵ月 〔面接授業3日〕 別途「開催要綱」にて通知する。
9	都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関職員研修会	福祉研修担当職員として、必要な企画実施能力の修得を図る。	都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関の職員で研修企画・運営に携わる者	1 回	60 人	3 日 24. 4. 23(月)～4. 25(水)
10	職場研修担当者研修会	福祉の職場研修を進めるために必要な知識及び技術を修得させる。	(1)インストラクター養成コース 『福祉の「職場研修」担当者養成コース』インストラクターとして、各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する者 (2)施設職員コース 社会福祉法人・施設等で「職場研修」を推進する者	1 回 1 回	各60 人	4 日 3 日 24. 4. 17(火)～4. 20(金) 24. 5. 16(水)～5. 18(金)
11	スーパービジョン研修会	福祉職場の指導的職員に必要とされる一般職員等への指導・助言(スーパービジョン)に関する実践能力の向上を図る。	社会福祉法人等が経営する施設等の指導的立場の相談職員、介護職員、保育職員等(グループリーダー、主任、係長、部課長等)	2 回	各120 人	3 日 ①24. 8. 10(金)～8. 12(日) ②24. 9. 25(火)～9. 27(木)

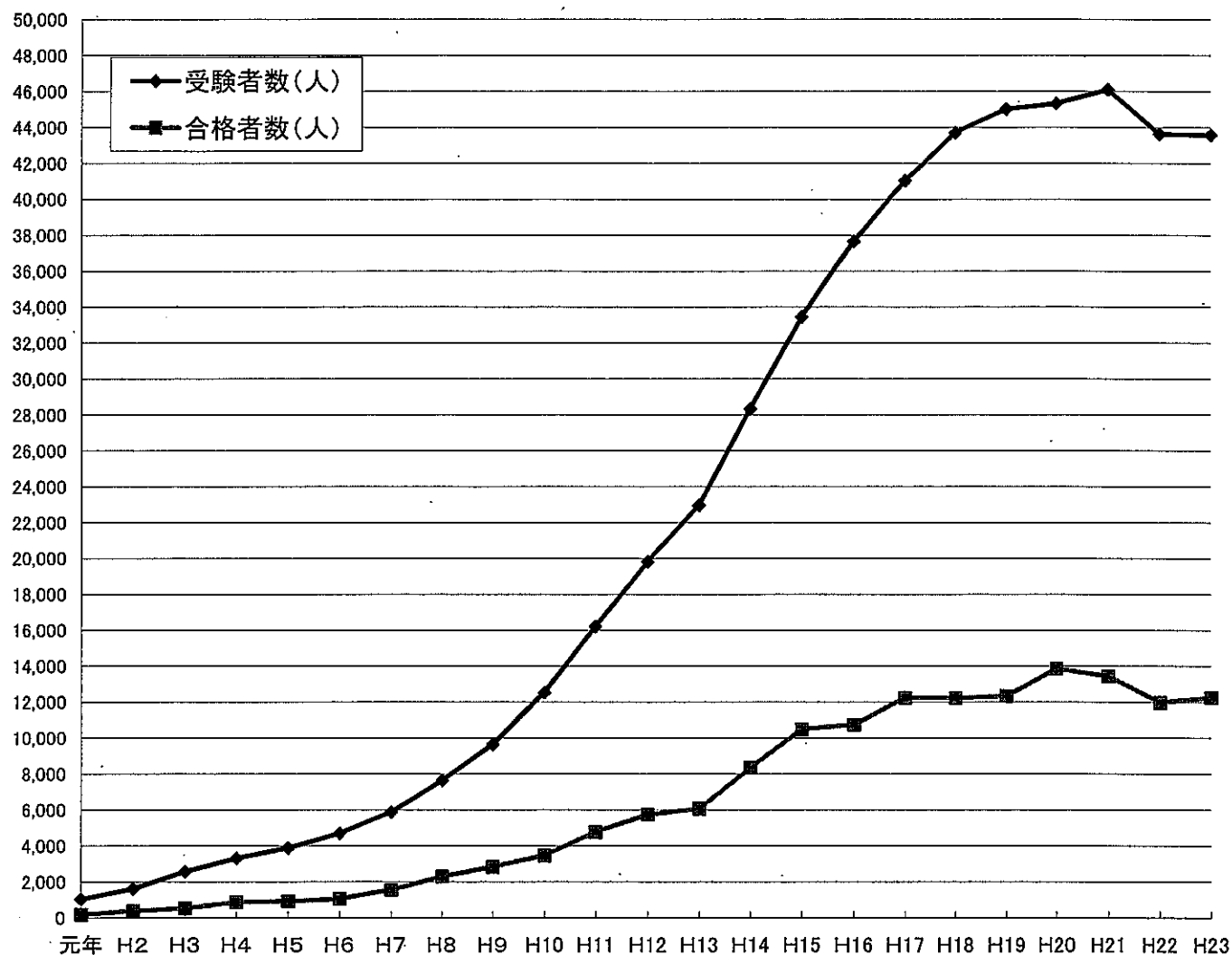
※都合により変更する場合があります。

国立保健医療科学院において実施する研修（平成24年度(案)）

研 修 名	目 的	対 象 者	受講 定員	研修期間
都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修				
a 社会福祉法人・老人福祉施設担当	適切な指導監督を実施、普及できるよう、社会福祉制度の動向及び法人や施設等への指導・監査の意義を理解し、質の高い指導・監査を実践するための知識・技術を修得することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・老人福祉施設の許可、運営、経理の指導・監督にあたる職員	120人	3日間
b 社会福祉法人・児童福祉施設担当		都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・児童福祉施設の許認可、運営、経理の指導・監督にあたる職員	120人	3日間
c 社会福祉法人・障害者福祉施設担当		都道府県・指定都市・中核市において社会福祉法人・障害者福祉施設の許認可、運営、経理の指導・監督にあたる職員	120人	3日間
福祉事務所所長研修	社会福祉の現代的課題、特に保健医療福祉の連携に基づく地域の福祉課題への対応、貧困低所得者の自立支援という観点から、福祉事務所の役割を理解し、より効果的に福祉事務所を運営するための知識や技術を修得することを目的とする。	福祉事務所所長	70人	3日間
生活保護自立支援研修担当育成研修	管内における自立支援の推進に寄与するために、自立支援の意義・目的を理解し、職員の自立支援技術の向上や自立支援プログラムの効果的運営に向けた職場内での研修企画運営の手法を修得することを目的とする。	(1) 都道府県・指定都市において生活保護の研修・企画を担当する職員 (2) 福祉事務所において生活保護の自立支援に関する研修・企画を担当する職員	30人	3日間
児童相談所中堅児童福祉司 ・児童心理司合同研修	児童虐待の相談援助の基礎的な知識・スキルを前提として、他職種・他機関との連携を充実させて、より効果的な児童虐待の相談援助をすすめるために、他職種・他機関との連携に関する意義を理解し、必要な知識・技能を修得することを目的とする。	児童相談所の児童福祉司または児童心理司としての実務経験が3年以上5年以下の者	60人	3日間
介護保険指導監督中堅職員研修	適正な介護保険制度の実施にむけた指導監督の意義と課題を理解した上で、実地指導・監査の標準化や業務管理体制の監督業務に資する知識を修得するとともに、根拠にもとづいた適切な指導監督の具体的な手法を修得することを目的とする。	各都道府県（出先機関含む）及び指定都市・中核市において、介護保険指導監督業務に従事している指導的立場の中堅職員	120人	3日間
婦人相談所等指導者研修	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の中核を担う行政機関（婦人相談所）の指導的職員が、婦人保護事業・DV被害者支援（含む、同伴児童の保護支援）における保健・医療・福祉の多機関・多職種連携に関する知識・手法を修得することを目的とする。	暴力・虐待の被害を受けた母子に対する保護・支援の中核を担う行政機関（婦人相談所）の指導的職員	30人	3日間
都道府県障害程度区分指導者研修	障害程度区分認定の調査内容及び市町村審査会における審査判定・および個別支援への活用についての理解を深め、適切な給付のための障害程度区分に関する専門的知識及び技術を高めることを目的とする。	都道府県が行う障害者自立支援法の障害程度区分関係研修の講師予定者等	80人	1日間
ユニットケアに関する研修				
a サービスマネジメント	ユニット型施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設）のサービスマネジメントを適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営を理解し、事業者に対して適切な助言を実施するための知識を修得することを目的とする。	都道府県、政令市および中核市の高齢者福祉部局のサービスマネジメント担当者	60人	3日間
b 施設整備	ユニット型施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、特定施設）の施設整備を適切に行うために、ユニットケアの理念・生活像・建物・運営・経営を理解し、事業者に対して適切な助言を実施するための知識を修得することを目的とする。	都道府県、政令市および中核市の高齢者福祉部局の施設整備担当者	60人	3日間
【問い合わせ先】	国立保健医療科学院総務部研修・業務課 埼玉県和光市南2-3-6 TEL 048-458-6111 http://www.niph.go.jp/			

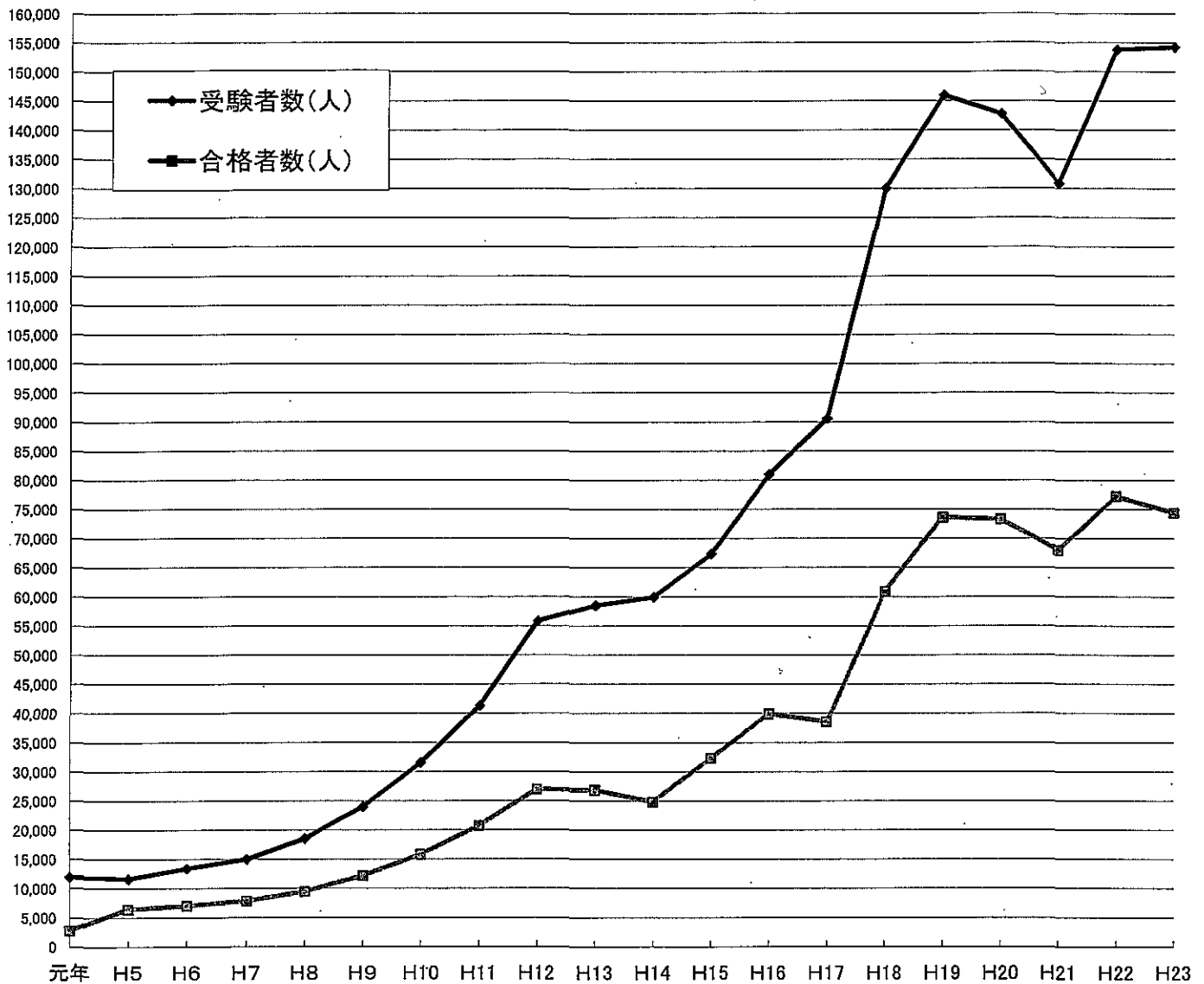
社会福祉士及び介護福祉士国家試験の受験者・合格者の推移等

社会福祉士国家試験の受験者・合格者の推移



	元年	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	総計
受験者数(人)	1,033	1,617	2,565	3,309	3,886	4,698	5,887	7,633	9,649	12,535	16,206	19,812	22,962	28,329	33,452	37,657	41,044	43,701	45,022	45,324	46,099	43,631	43,568	519,619
合格者数(人)	180	378	528	874	924	1,049	1,560	2,291	2,832	3,460	4,774	5,749	6,074	8,343	10,501	10,733	12,241	12,222	12,345	13,865	13,436	11,989	12,255	148,603
合格率 (%)	17.4	23.4	20.6	26.4	23.8	22.3	26.5	30.0	29.4	27.6	29.5	29.0	26.5	29.5	31.4	28.5	29.8	28.0	27.4	30.6%	29.1%	27.5%	28.1%	28.6%

介護福祉士国家試験の受験者・合格者の推移



	元年	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	総計
受験者数(人)	11,973	9,888	9,516	9,987	11,828	13,402	14,982	18,544	23,977	31,567	41,325	55,853	58,517	58,943	67,363	81,008	90,602	130,034	145,946	142,765	130,830	153,811	154,223	1,467,664
合格者数(人)	2,782	3,664	4,498	5,379	6,402	7,041	7,845	9,450	12,163	15,819	20,758	26,973	26,862	24,845	32,319	39,938	38,576	60,910	73,606	73,302	67,993	77,251	74,432	712,808
合格率 (%)	23.2	37.1	47.3	53.9	55.1	52.5	52.4	51.0	50.7	50.1	50.2	48.3	45.9	41.4	48.0	49.3	42.6	46.8	50.4	51.3	52.0	50.2	48.3	48.8

社会福祉士会・介護福祉士会 会員数 都道府県別一覧

(平成24年1月末現在)(単位:人)

	社会福祉士 (社)日本社会福祉士会会員数	介護福祉士 (社)日本介護福祉士会会員数
北海道	1,647	1,035
青森	478	682
岩手	490	477
宮城	489	479
秋田	285	479
山形	438	349
福島	551	401
茨城	543	397
栃木	430	426
群馬	562	727
埼玉	1,368	523
千葉	1,245	929
東京	3,420	1,697
神奈川	2,418	1,218
新潟	1,029	1,673
富山	408	1,868
石川	443	1,198
福井	356	276
山梨	271	621
長野	866	2,871
岐阜	497	274
静岡	1,115	1,630
愛知	1,306	1,132
三重	593	614
滋賀	406	615
京都	818	874
大阪	1,887	2,340
兵庫	1,363	1,306
奈良	290	259
和歌山	229	300
鳥取	257	575
島根	335	338
岡山	584	1,452
広島	860	1,255
山口	601	1,841
徳島	242	262
香川	342	907
愛媛	453	869
高知	215	537
福岡	1,399	2,979
佐賀	172	450
長崎	481	794
熊本	645	545
大分	435	1,265
宮崎	381	1,462
鹿児島	644	999
沖縄	390	262
全国計	34,677	44,462